

第 14 号議案

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部改正について

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村の施設の整備等に伴い、利用料金等に関し条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部を改正する条例

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例（平成 17 年豊後大野市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「山岳登山者」を「登山者等」に改める。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の不還付）

第 15 条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により指定管理者が還付することを相当と認めたときは、既に徴収した利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区分		単位	利用料金
個室	5 人用	1 泊 1 部屋	32,400 円
	2 人用	1 泊 1 部屋	17,280 円
相部屋	12 人用	1 泊 1 人	6,480 円
	6 人用	1 泊 1 人	6,480 円
集会室		1 泊 1 人	5,400 円
		研修・イベント等利用 60 分まで ごとに	4,320 円
展示コーナー		研修・イベント等利用 60 分まで ごとに	1,080 円
食堂（キッチン以外）		研修・イベント等利用 60 分まで ごとに	4,320 円
野外炊飯所		1 区画につき 1 回（180 分以内）	1,080 円
施設前広場、キャンプ場		1 泊 1 車両又は 1 泊 1 テント	2,160 円

### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。